山口台に建物を建てるとき ◆山口台環境保全協定･手続きのご案内◆

山口台自治会環境保全委員会

2019. 8

山口台では、

ここに住まう人々が、安全で健康的で快適な生活環境を得るために、そして、緑豊かで落ち着いたうるおいのあるまちなみを形成するために、まちづくりの制度とルールを設けています。

「山口台環境保全協定」は、良好なまちとしての環境は自分たちで守り育てるという考えのもと、住まい手（地権者）相互の約束事（ルール）として交わされた「地域のとりきめ」です。特に**「緑化帯＊」**や「かき・さく」「色彩」については、近隣の環境や地域に与える影響に配慮する姿勢が求められます。　【協定は 1987 年(昭和 62 年)11 月 28 日制定】

＊緑化帯＝宅地のうち道路と接する一定幅の空地で白タイル部分と植栽部分で構成されます

１．事 前 相 談 ▸▸▸▸▸▸▸▸▸▸ 自治会館にお越しいただき、届出に必要な書類等をお渡しします。

■届出様式＝「建築計画協議書」「同意書」「工事届」「権利移動届（該当の方のみ提出）」

■資　料＝「山口台環境保全協定書」「パンフレット・わがまち山口台」

※上記以外に川崎市の様式「地区計画届出書＊」が必要です。

この「地区計画届出書」に環境保全委員長が確認印を押印し、市が受付します。

（＊正式名称「地区計画の区域内における行為の届出書」市 HP からダウンロード可）

２．建築計画の協議 ▸▸▸▸▸▸▸▸▸▸ 計画の説明を受け、「協定」に適合していることを確認します。特に「緑化帯」「かき・さく」「色彩」は重要です。

３．届　出 ▸▸▸▸▸▸▸▸▸▸ ご提出いただく書類は以下の通りです。

① 「地区計画届出書（市様式）」＝原本は川崎市提出。コピーを１部委員会にご提出下さい。

★①②に環境保全委員長が確認印を押印します。

② 「建築計画協議書」

③ 「配置図」（②に添付する図面。敷地境界・道路・緑化帯・建物等の位置、寸法を記した図面。）

④ 「同意書」（山口台環境保全協定にご同意いただく書類。）

⑤ 「工事届」

★②～⑤は山口台独自の書類です。原本を委員会にご提出下さい。

★②～⑤の写しが必要な場合、事前にコピーを作成して下さい。

★②～⑤は川崎市への提出は不要です。